

平成28年度 事業の実施状況

(1) 法人運営における現状と課題

ア ご利用者へのサービス提供

28年度は、4月の熊本大分地震や7月の神奈川県での障がい者支援施設における殺傷事件など、ご利用者の安全安心な生活に向けた対策について見直しが迫られる年であった。

当法人としては、危機管理対策委員会で早急に対策を協議し、防災マニュアルの見直しや各所属で防犯機器の整備及び関係機関(警察署・防犯会社など)の職員を招聘しての本番さながらの訓練を行った。

また、27年度転倒事故防止委員会による転倒事故等の分析を踏まえ、リハビリテーション委員会を設置し、機能低下防止のための支援定着を図った。さらに作業療法士2名と言語聴覚士1名が各所属を巡回し、支援員や看護師、管理栄養士等と協働しながら、機能低下防止訓練を行い、転倒事故等の軽減を図った。

イ 障がい者福祉施策の方向性

近年、厚生労働省社会福祉審議会障害者部会において、高齢障がい者に対する支援のあり方や障がい者の「親なきあと」への対応、地域生活・地域移行の受け皿としてグループホーム等を中心とする拠点機能の強化の必要性が示されている。その中で、当法人としては、高齢障がい者を優先とする有料老人ホームの計画着手や障がい者グループホームが不足している県西部圏域においてグループホームの建設を計画するなど、国の施策に対し、先駆的な取り組みを行った。

ウ 新たな福祉課題への対応

28年度は「親なきあと問題研究プロジェクト」を立ち上げ、関係事業所からの情報収集や先進地視察、勉強会を重ね、①高齢の障がい者を優先とした有料老人ホームの整備、②「親なきあと相談室」の設置、③都市部での事業展開の3課題を新たな福祉課題として取り組んだ。

「親なきあと相談室」については、5日間の研修にて相談員21名を養成し、住まいやお金の問題、相続等の包括的な相談を受けつけ、弁護士や社会保険労務士等の専門家につなぐ体制が整ったことから、29年1月に県内6カ所で開設した。

エ 地域公益事業への取り組み

生活困窮者対策である無料低額宿泊事業を「けいせんプラザ」だけでなく、28年度4月から糸口通勤寮、日田はぎの園及びなのおみ園においても開始し、生活困窮者の食と住の支援に法人をあげて積極的に取り組んだ。

また、日田はぎの園では「ひとり親家庭の子どもの居場所づくりモデル事業」を受託し、ひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供などを行い、ひとり親家庭の負担軽減を図った。

オ 人材の確保と働きやすい職場環境づくり

正規職員の採用増と定年後の再雇用職員の確保により、「雇用継続性の高い職員」の比率は65%を維持している。しかし、景気の好転等により、地域によっては、臨時職員の採用が困難となってきている所属もあるため、29年度人事管理給与検討委員会を設置し、計画的な採用と臨時職員の更新について協議する予定である。

また、常勤の全職員にストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調の未然防止に努めるとともに、職員の健康障がいの防止及び健康の保持増進を図った。

カ 人間性豊かな人材の育成

28年7月に神奈川県相模原市の障がい者支援施設において殺傷事件が起き、福祉人としての人間性に厳しい目が注がれる中、当法人としては本部研修において権利擁護をテーマとした講義を組み込むとともに、各所属の毎月の会議等でサービスマナーについて職員が10分間スピーチを行うなど、福祉人材の育成に取り組んだ。

(2) 重点目標

ア 生活困窮者対策の推進

生活困窮者対策については、生活保護法に基づく救護施設である湊泉寮において取り組むだけでなく、障害福祉サービス事業所3カ所においても、平成28年4月に無料低額宿泊所の届け出をし対応した。また、生活困窮者自立支援棟「けいせんプラザ」の利用推進のため、県下全域の自治体や各関係機関に周知活動を行い、関係機関からの問合せが多くあり、広域的かつ多様なニーズに応えることができた。

イ 親なきあと問題への取り組み強化

「親なきあと問題」に対応する具体的な取組みとして、高齢の障がい者を優先とした有料老人ホーム「八つ星の丘」を計画するにあたり、まず他法人や家族会などを訪問し「親なきあと問題」について「何が必要か」情報を整理した。また建物などの構想だけでなく、ソフト面においても入居者に行き届いたサービスが提供できるよう協議を重ねた。

さらに「親なきあと相談室」については、相談支援者養成研修を実施し、相談支援能力の向上を図るとともに、提携する専門家と情報を共有し相談体制の強化を図った。

ウ 多様なニーズに対応するための事業展開

(ア) 宇佐地域では地域総合支援センター「サポートネットすまいる」を7月に開設し、県北部圏域での障がい児療育及び相談支援機能の充実と就労継続支援A型の強化に取り組んだ。

(イ) 中津市では、保護者等からニーズに応え、新たに放課後等デイサービスを開始し、利便性のよい場所及び充実した設備で、より専門的な支援を行った。

(ウ) 平成30年度に、若年障がい者向け及び精神障がい者向けの生活訓練型グループホームを日田市に整備するため、準備室を設置し検討を行った。

- (エ) 九重町においては、新たに相談支援の拠点「このえ“夢”ステーション」を6月に開設した。地域ニーズの掘り起こしを行うとともに、グループホームの整備に向け、立地場所などについて九重町と協議を行った。
- (オ) 由布市においては、地域の障がい者や家族が気軽に情報交換できる場所として地域活動支援センターI型「ふれあいサロンのぞみ」を整備するとともに、近隣地域における福祉ニーズの掘り起こしを行った。
- (カ) なおみ園のこどもデイサービスバンビでは、専用施設「バンビハウス」を整備し、支援メニューの拡大と充実を図るとともに、定員を10名から20名に増員することで利用拡大を図った。

エ リハビリテーション機能の強化

近年、転倒事故が増加傾向にあるため、27年度に転倒事故防止委員会を設置し、原因分析と対策を検討した。28年度はリハビリテーション委員会を設置し、身体づくりや職員の支援力の向上を重要課題とし、作業療法士と言語聴覚士を中心に専門リハビリテーション支援の定着を図った。

オ 女性、障がい者の活躍推進

女性が育児休業を取りやすくするために、27年度は8名の女性職員を定数を超えて配置したが、28年度も同様に9名を配置した。

法人が職員として採用する「障がい者雇用」についても、雇用の職種を支援員だけでなく、調理員にも広げることで、職域の拡大を図った。また、地域総合支援センターの就労継続支援A型の定員を拡大することで、法定障害雇用率を大きく上回る8.51%（29年3月1日現在）となり、前年度比1.1ポイント向上させた。

さらに、宇佐地区においてカフェレストラン「natura+∞」を開業するなど新たな取り組みを行い、賃金アップを図った。

カ 研修の充実

ご利用者の高齢化・重度化への対応として、①強度行動障害支援者養成研修、②親なきあと相談支援者養成研修を行い、各障がい特性及び支援方法の習得と親なきあと問題について対応できる職員の育成を図った。

資料1

平成28年度 苦情相談の解決状況

(単位：件)

		苦情相談の内容					小計	その他	合計		
		ケアの内容に関する こと	個人・家族・交友 に関する こと	設備に関する こと	生活の不便に関する こと	行事に関する こと					
相 談	地 域	4	6				10	11	21		
	湊泉寮		65				65		65		
	のぞみ	21	14	4	4	1	44		44		
	学 園	1	4	1		16	22	26	48		
	厚生園	3	15	1		6	25	37	62		
	二 厚	8	27		7	17	59		59		
	通勤寮	9	5	1	1		16	22	38		
	なおみ	7	9		1	3	20		20		
	はぎの園	17	21	4	6	2	50	116	166		
合 計	70	166	11	19	45	311	212	523			
結 果	解 決	事業者	地 域	2	1			3		3	
			湊泉寮		26				26		26
			のぞみ	21	14	4	4	1	44		44
			学 園	1	4	1		16	22	26	48
			厚生園	3	6	1		1	11		11
			二 厚	8	27		7	17	59		59
			通勤寮	9	4	1	1		15	6	21
			なおみ	7	9		1	3	20		20
			はぎの園	17	21	4	6	2	50	116	166
	小計	68	112	11	19	40	250	148	398		
	決	第三者 委員	地 域	2	5			7	11	18	
			湊泉寮		39				39		39
			のぞみ								
			学 園								
			厚生園		9			5	14	37	51
			二 厚								
			通勤寮		1				1	16	17
			なおみ								
			はぎの園								
小計	2	54			5	61	64	125			
計	70	166	11	19	45	311	212	523			
未 決	未 決	地 域									
		湊泉寮									
		のぞみ									
		学 園									
		厚生園									
		二 厚									
		通勤寮									
		なおみ									
		はぎの園									
		計									
合計	70	166	11	19	45	311	212	523			

※「センターはぎの」は、「はぎの園」で苦情相談を実施